

キンメダイ太平洋 3. 漁業の管理

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 水産研究・教育機構 公開日: 2025-03-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三谷, 卓美, 若松, 宏樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2013780

3. 漁業の管理

概要

管理施策の内容 (3.1)

キンメダイ太平洋中部を漁獲する底立てはえ縄漁業は知事許可漁業で定数管理されており、立て縄漁業は自由漁業であるが地域の漁業者組織でも管理されており、インプット・コントロールがなされているが、両漁業ともアウトプット・コントロールは導入されておらず、漁獲圧は有効に制御されているとはいえない (3.1.1 3 点)。テクニカル・コントロールについては、公的規制のほか小型魚の再放流、漁具の制限等が自主的に実施されてきている (3.1.2 5 点)。種苗放流は実施されておらず、その効果を高める措置については評価できない (3.1.3 NA)。生態系の保全施策では捨縄 (落縄) は回収することが制限条件となっており、また釣り漁業であり海底を改変させるような漁業ではない (3.1.4.1 5 点)、また漁場等においてゴースト 漁具は自主的に回収に努めるものとされており、海浜清掃等も活発に実施されている (3.1.4.2 5 点)。

執行の体制 (3.2)

管理の執行については、漁業種類としては知事許可あるいは自由漁業であるがキンメダイは広域魚種であり、生息域をカバーする広域漁業調整委員会を含めた一元的な管理体制が確立して機能している (3.2.1.1 5 点)。都県の漁業取締船を主体に隣接県等と連携して漁業取締が実施されており、公的な監視とともに、地域の漁業者団体の「とも監視」がなされている (3.2.1.2 5 点)。法令違反に対する許可の取り消しや懲役刑、罰金、その併科は罰則規定としては有効であり、地域の漁業者団体の規約にも罰則規定がある (3.2.1.3 5 点)。国が作成する資源管理指針に広域魚種と位置づけられ TAC 等対象種を除くほかの ABC 算定対象種に先んじて、順応的管理の仕組みが部分的にも導入されてきている (3.2.2 3 点)。

共同管理の取り組み (3.3)

漁獲量で漁獲金額を示せるとして、知事許可漁業である底立てはえ縄漁業の漁獲量の割合が自由漁業である立て縄漁業に比べて小さいため、資源利用者の特定は低い評点となる (3.3.1.1 2 点)。自由漁業である立て縄漁業を含めて実質すべての漁業者は漁業者組織へ所属している (3.3.1.2 5 点)。一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会等で公的規制を上回る資源管理施策が協議されてきており、各地域漁業協同組合単位で実施されている資源管理計画では漁獲物制限等を課している (3.3.1.3 5 点)。プライドフィッシュに登録してのブランド化、直販所運営等による経営改善、流通販売活動が

漁業者組織で全面的に実施されている（3.3.1.4 5 点）。自主的及び公的管理への関係者の関与は高く評価できる（3.3.2.1 4 点、3.3.2.2 5 点）。利害関係者の参画についても、遊漁者等の県国レベルでの審議会等への関与の度合いから、高く評価した（3.3.2.3 5 点）。管理施策の意思決定については、特定の関係者では施策の決定と目標の見直しがなされていると評価した（3.3.2.4 4 点）。種苗放流は実施されておらず、その費用負担への理解については評価できない。

評価範囲

① 評価対象漁業の特定

キンメダイ太平洋中部は立て縄漁業と底立てはえ縄漁業によって主に漁獲されている。これら进行评估対象の漁業種類とする。

② 評価対象都道府県の特定

キンメダイは、立て縄漁業では一都三県で、底立てはえ縄漁業では神奈川県、静岡県で主に漁獲されていた。これらの漁業種類、都県进行评估対象とする。

③ 評価対象漁業に関する情報の集約と記述

評価対象都県の評価対象漁業について、以下の情報を集約する。

- 1) 許可証、および各種管理施策の内容
- 2) 監視体制や罰則、順応的管理の取り組みなどの執行体制
- 3) 関係者の特定や組織化、意思決定への参画への共同管理の取り組み
- 4) 関係者による生態系保全活動

3.1 管理施策の内容

3.1.1 インプット・コントロール又はアウトプット・コントロール

底立てはえ縄漁業は東京都と静岡県では知事許可漁業となっている。東京都地先水面に入域して操業する他県の底立てはえ縄漁船は都知事の許可に基づいて操業する。静岡県地先でも自県底立てはえ縄漁船、他（神奈川）県を含む操業船を含め定数管理されている。自由漁業である立て縄漁業においても、地方の漁業者組織に操業船は組織されている。このため、インプット・コントロールは実質導入されていると考えられる。漁獲量管理はなされていない。一方で、関東沿岸から伊豆諸島周辺海域におけるキンメダイ資源の水準は長期の漁獲量の推移より低位、動向は減少と判断されている（亘・渡井 2019）。このため、インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールは導入されているが、漁獲圧を有効に制御できているとはいえない。以上より 3 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
インプット・コントロールとアウトプット・コントロールのどちらも施策に含まれておらず、漁獲圧が目標を大きく上回っている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールが導入されている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールを適切に実施し、漁獲圧を有効に制御できている

3.1.2 テクニカル・コントロール

立て縄漁業および底立てはえ縄漁業においては、関係漁業者の操業海域ごとに、小型魚の再放流、操業時間、漁具漁法の制限、釣餌の制限、操業規制区域の設定等が自主的に実施されてきている（水産庁 2007、水産庁 2019a）。底立てはえ縄漁業の幹縄の総延長等も公的に規制されている。テクニカル・コントロールが十分に導入されていると評価し、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
テクニカル・コントロールの施策が全く導入されていない	.	テクニカル・コントロールの施策が一部導入されている	.	テクニカル・コントロール施策が十分に導入されている

3.1.3 種苗放流効果を高める措置

静岡県では第 7 次静岡県栽培漁業基本計画の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項の研究対象種として、キンメダイについて種苗生産及び放流に関する基礎的な技術開発を実施するとしている（静岡県 2015）。現状では種苗生産研究の段階にあり種苗放流はなされていない（永倉 2018）。他の都県

でも種苗放流はなされていない。以上より、本項目は評価しない。

1点	2点	3点	4点	5点
放流効果を高める措置は取られていない	.	放流効果を高める措置が一部に取られている	.	放流効果を高める措置が十分に取られている

3.1.4 生態系の保全施策

3.1.4.1 環境や生態系への漁具による影響を制御するための規制

漁具の流出を極力防止する（水産庁 2012）とともに、東京都、静岡県においても知事許可漁業である底立てはえ縄漁業では捨縄（落縄）は回収することが許可の制限条件となっている。また、釣り漁業であり海底を改変させるような漁業ではない。このため、対象漁業が海底等に直接影響を与えていないと考えられる。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
規制が全く導入されておらず、環境や生態系への影響が発生している	一部に導入されているが、十分ではない	.	相当程度、施策が導入されている	評価対象とする漁法が生態系に直接影響を与えていないと考えられるか、十分かつ有効な施策が導入されている

3.1.4.2 生態系の保全修復活動

漁場等においてゴースト 漁具を発見した場合は、自主的な回収に努めるものとされている（水産庁 2012）。千葉県では漁業者が流竹木等を回収し、県漁連は海岸漂着物対策推進協議会に参画している（千葉県 2020）。東京都では水産振興の計画に水産業の多面的機能を位置づけ、漁業協同組合の海岸清掃等の取り組みについても支援している（東京都 2014）。また東京都、神奈川県の関係漁業協同組合では海浜清掃を行っている（海と渚環境美化油濁対策機構 2018a, b）。静岡県の関係漁業協同組合では無公害洗剤の普及による水質保全（いとう漁業協同組合 2019, 伊豆漁業協同組合 2019）や海岸清掃（いとう漁業協同組合 2019）の活動に取り組んでいる。以上のように、生態系保全活動が活発に行われている、あるいはその活動が対象資源の持続性に影響しないと考え、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
生態系の保全・再生活動が行われていない	.	生態系の保全活動が一部行われている	.	対象となる生態系が漁業活動の影響を受けていないと考えられるか、生態系の保全・再生活動が活発に行われている

3.2 執行の体制

3.2.1 管理の執行

3.2.1.1 管轄範囲

キンメダイは我が国の太平洋の関東沿岸、伊豆諸島周辺海域、四国沖、南西諸島周辺海域等の陸棚斜面や海山、海丘等を主な漁場として漁獲されているが、太平洋中部での漁獲量が多く、また関東沿岸で放流された個体は長距離の移動はごく一部であると想定される（亘・渡井 2019）ことから、キンメダイ太平洋中部を評価対象として纏まりのある単位とした。漁業が知事許可漁業と自由漁業から構成されているため、この資源の管理体制の主体は基本的には都県であるが、広域魚種として国の作成する資源管理指針でも取り扱われており、きんめだい底刺し網漁業等を含めて太平洋広域漁業調整委員会において複数都県をまたがる海域を回遊する魚種の資源管理に取り組まれている。この海域のキンメダイの資源管理は各地域、都県の漁業者団体の協議を受けて、一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会で議論を重ね実践されてきた。協議会の下に各都県の漁業者代表、行政・研究担当者、水産庁及び水産研究・教育機構で構成される「漁業者代表部会」も設置されている（水産庁 2019a）。このように生息域をカバーする一元的な管理体制が確立して機能していると評価し、5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
対象資源の生息域がカバーされていない	.	機能は不十分であるが、生息域をカバーする管理体制がある	.	生息域をカバーする管理体制が確立し機能している

3.2.1.2 監視体制

島嶼域を含む東京都では航空機も動員して（東京都 2014）、都県の漁業取締船を主体に水産庁、海上保安庁、隣接県等と連携して、漁業取締が実施されている。また公的な監視とともに、地域の漁業者団体の規約には罰則規定があり（黒沼 1996, 上村 2004）、「とも監視」がなされていると考えるのが自然である。遊漁についても海面利用協議会による海面利用ルールの普及、また遊漁業者への安全講習が実施されている（東京都 2014）。なお、海区漁業調整委員会の指示は自由漁業、遊漁にも適用される。以上より5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
監視はおこなわれていない	主要な漁港の周辺など、部分的な監視に限られている	.	完璧とはいえないが、相当程度の監視体制がある	十分な監視体制が有効に機能している

3.2.1.3 罰則・制裁

漁業法関連法に違反した場合、許可の取り消しや懲役刑、罰金あるいはその併科となる。罰則規定としては有効と考えられる。地域の漁業者団体の規約にも罰則規定がある（黒沼 1996, 上村 2004）。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
罰則・制裁は設定されていない	.	機能は不十分であるが、罰則・制裁が設定されている	.	有効な制裁が設定され機能している

3.2.2 順応的管理

より多くの関係漁業者が統一的な管理目標のもと、一体となって 資源管理に取り組む必要がある広域的な魚種のうち、関係者が多く、我が国漁業及び地域経済における重要性が高いキンメダイ等は、より効果的な資源管理の取り組みを一体的に推進する、と国の定める資源管理指針には記されている。資源水準は低位、動向は減少のキンメダイ資源を持続的・安定的に利用していくためには、漁獲努力量水準を適切に維持・管理するための取り組みが必要であるとし、一都三県の漁業者によるキンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会において、統一的な資源管理方針を検討する、とされている（水産庁 2019b）。TAC 等対象種を除く他の ABC 算定対象種に先んじて、順応的管理の仕組みが部分的にも導入されてきていると考え、3 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
モニタリング結果を漁業管理の内容に反映する仕組みがない	.	順応的管理の仕組みが部分的に導入されている	.	順応的管理が十分に導入されている

3.3 共同管理の取り組み

3.3.1 集団行動

3.3.1.1 資源利用者の特定

本手順書では、公的な許可等に基づいて操業した漁業の漁獲金額の総漁獲金額に占める割合で資源利用者の特定の評価を行うこととしている。ここでは漁獲物の単価は不明であるため、仮に漁獲量で漁獲金額を示せると考えて、すべてが自由漁業である立て縄漁業で漁獲する千葉県と東京都では 1 点、底立てはえ縄漁業での割合が比較的大きい神奈川県と静岡県では 3 点の評価となる。漁業種類別漁獲量を勘案して両漁業あわせて、あるいは都県をあわせて 2 点の配分となる。しかし我が国の場合、自由漁業であっても他の漁業種類に関係して漁業協同組合等に組織されているのが通例であり、実際はすべての資源利用者は特定できる。以上より 2 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

3.3.1.2 漁業者組織への所属割合

キンメダイを対象とする立て縄漁業、底立てはえ縄漁業漁業者は関係都県でキンメダイ関係の漁業者団体、また沿海の地域漁業協同組合、千葉県の一部では千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合（上村 2004）に属しており、実質すべての漁業者は漁業者組織へ所属している。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

3.3.1.3 漁業者組織の管理に対する影響力

全国金目鯛漁業者協会、全国底立てはえ縄漁業者協会、きんめだい底刺し網漁業者の間で、きんめだい漁業に関する底刺し網漁業者と底立てはえ縄漁業者の合意が 2002 年になされており（水産庁 2019c）、一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会、キンメダイ資源管理に関する漁業者代表部会等で公的規制を上回る資源管理施策が協議されてきている（水産庁 2019a）。各都県の資源管理指針のもとにおいて、各地域漁業協同組合単位で実施される資源管理計画では休業、漁具制限、漁獲物制限等を課している（水産庁 2020）。漁業者組織が管理に強い影響力を有しており、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織が存在しないか、管理に関する活動を行っていない	.	漁業者組織の漁業管理活動は一定程度の影響力を有している	.	漁業者組織が管理に強い影響力を有している

3.3.1.4 漁業者組織の経営や販売に関する活動

千葉県では千葉のつりきんめ（全国漁業協同組合連合会 2019a）、静岡県では伊豆の地きんめ（全国漁業協同組合連合会 2019b）について水産関係団体、水産庁で企画されたプライドフィッシュとして登録し、ブランド化を含めて販売促進を行っている。千葉県では、銚子市漁協でのきんめまつり、外川支所でのキンメのまち外川うまいものフェアの開催、販売、直営店万祝でのきんめ料理提供、東京都では神津島漁協運営のよっちゃんセンターでのきんめ料理提供、神奈川県ではみうら漁協三崎沿岸販売所での販売、静岡県では伊豆漁業協同組合下田、稲取支所等の直販所でキンメダイを取り扱っている。また、各漁業協同組合では市場を併設し、販売している。千葉県外房の新勝浦漁協では浜値向上のため品質向上運動を行った（植村 2014）。また、夷隅地区漁協女性部連絡協議会ではキンメダイを利用した魚食普及活動を実施している（渡辺 2018）。このように

キンメダイに関して経営改善や流通販売に関する活動は各都県の漁業者組織で全面的に実施されており、5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織がこれらの活動を行っていない	.	漁業者組織の一部が活動を行っている	.	漁業者組織が全面的に活動を行っている

3.3.2 関係者の関与

3.3.2.1 自主的管理への漁業関係者の主体的参画

全国金目鯛漁業者協会、全国底立はえ縄漁業者協会、一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会、キンメダイ資源管理に関する漁業者代表部会等での資源管理施策の協議、地域の沿海漁業協同組合および部会、理事会等への参画を考慮すると、年間12～24日の日数の会合に参加していると考えられる。以上より4点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
なし	1-5日	6-11日	12-24日	1年に24日以上

3.3.2.2 公的管理への漁業関係者の主体的参画

キンメダイ漁を擁する沿海漁業協同組合あるいは同連合会組合長等の役員が千葉海区、東京海区、神奈川海区および静岡海区漁業調整委員会に参画している。太平洋広域漁業調整委員会には関係する都県の漁業調整委員が県互選委員として参画している。水産政策審議会資源管理分科会には沿海漁業協同組合の上部機関である千葉県漁業協同組合連合会と全国漁業協同組合連合会の役員が委員として参加している（水産庁 2019d）。公的管理への参画が確認されたことから、5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	.	形式的あるいは限定的に参画	.	適切に参画

3.3.2.3 幅広い利害関係者の参画

キンメダイ太平洋中区を含む太平洋系群を扱う中央ブロック資源評価会議を含む全国各ブロック資源評価会議は一般傍聴を受付けている（水産研究・教育機構 2019）。キンメダイはTAC魚種ではないが広域魚種に含まれ国の作成する資源管理指針で扱われている（水産庁 2019b）。この指針を審議する水産政策審議会資源管理分科会には特別委員として水産や港湾の海事産業で働く船員等で組織する労働組合や、釣り愛好家による団体等から参画している（水産庁 2019d）。各県に遊漁者等を含めた海面利用協議会、同調整部会があり、キンメダイを対象とした遊漁に関しても推奨ルール（入漁禁止区、遊漁日規制、遊漁具制限等）が協議されている（千葉県 2019, 静岡県 2019 等）。以上

より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者以外の利害関係者は存在するが、実質上関与していない	.	主要な利害関係者が部分的・限定的に関与している	.	漁業者以外の利害関係者が存在しないか、ほぼすべての主要な利害関係者が効果的に関与

3.3.2.4 管理施策の意思決定

2011 年度まで実施されていた太平洋南部キンメダイ資源回復計画において、国及び県は毎年の資源評価及び漁獲状況や資源回復措置の実施状況を踏まえて資源回復計画の評価検討を行い、必要に応じて資源回復計画の内容について見直しを行うとされており、その進行管理に必要な組織体制を水産庁・都県の行政、試験研究機関等、漁業者、広域漁業調整委員会で構築していた（水産庁 2007）。資源回復計画終了後の資源管理実施体制として、太平洋南部海域行政・研究担当者会議、一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会が設置され、資源状況や漁獲状況の把握、管理方策の改善を検討することにより、キンメダイの資源管理を推進していた（水産庁 2012）。また、2014 年には同資源の持続的利用を確保するための予防的措置の取りまとめに向けた検討を行うため、協議会の下に各都県の漁業者代表、行政・研究担当者、水産庁及び水産研究・教育機構で構成される「漁業者代表部会」が設置され、年 2 回の会合を実施している（水産庁 2019a）。本種は広域魚種として位置づけられており（水産庁 2019b）、こうした取組の状況等については広域漁業調整委員会に報告し、委員会指示の発出を含め資源管理措置についての協議を行うこととされている（水産庁 2012）。特定の関係者をメンバーとする意思決定機構は存在し、施策の決定と目標の見直しがなされていると評価できる。3 点の配分となる。遊漁の資源への影響等についての資料には接しない。このため、遊漁者を利害関係者と位置付ける必要があるか否か不明であるが、各都県では遊漁者を含む海面利用協議会等での協議の上で漁場利用や資源管理に資する小型魚の再放流、入域してはならない海域、使用餌等について推奨ルールが決められている。このため利害関係者での協議は十分ではないが、関係者への 3 点配分を含めて、利害関係者を含めて 4 点を配分することとした。第 7 次静岡県栽培漁業基本計画では静岡県栽培漁業推進協議会、地域栽培漁業推進協議会に遊漁団体が位置づけられて利害関係者を含めた推進体制が準備されているが、キンメダイの種苗放流はまだなされていない。なお、資源管理指針（水産庁 2019b）にしたがい作成された資源管理計画については、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Act）の PDCA サイクルを着実に実施することを通じて、漁業や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図ることとされた。策定後 4 年を経過した次の年度に、各資源管理計画に基づく資源管理措置の実施により資源の維持・回復等の効果が見られるかどうか、その資源管理措置が適切かどうか等につき

評価・検証し、その結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るものとするとともに、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体への周知徹底を図る、こととされている（水産庁 2018）。その評価・検証状況は資源管理計画一覧（水産庁 2020）に纏められているが、計画作成の年度が新しく未だ評価・検証の年次に至っていない計画も多い。以上より 4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
意思決定機構が存在せず、施策に関する協議もなされていない	特定の関係者をメンバーとする意思決定機構は存在するが、協議は十分に行われていない	特定の関係者をメンバーとする意思決定機構は存在し、施策の決定と目標の見直しがなされている	利害関係者を構成メンバーとする意思決定機構は存在するが、協議が十分でない部分がある	利害関係者を構成メンバーとする意思決定機構が存在し、施策の決定と目標の見直しが十分になされている

3.3.2.5 種苗放流事業の費用負担への理解

既述の通り、キンメダイについて種苗生産及び放流に関する基礎的な技術開発を実施するとされているが、現状では種苗放流はなされていない。他の都県でも実施されていない。本項目の対象としない。以上より、本項目は評価しない。

1点	2点	3点	4点	5点
コストに関する透明性は低く、受益者の公平な負担に関する検討は行われていない	.	受益者の公平な負担について検討がなされているか、あるいは、一定の負担がなされている	.	コストに関する透明性が高く、受益者が公平に負担している

引用文献

- 千葉県（2019）千葉県水産振興審議会海面利用調整部会 推奨ルールについて（案）
<https://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/shingikai/suisanshinkoushikikai/kaimenbukai/19/documents/19siryo-02-02.pdf> 2020/03/18
- 千葉県（2020）令和元年度千葉県海岸漂着物対策推進協議会議事要旨
<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/kaigan/documents/11kekka.pdf> 2020/03/18
- いとう漁業協同組合（2019）環境保全 <http://www.soitoshigyokyo.jf-net.ne.jp/hogo.html> 2020/03/18
- 伊豆漁業協同組合（2019）資源管理・環境保全 <http://www.soshimogyo.jf-net.ne.jp/reso/reso.html> 2020/03/18
- 黒沼吉弘（1996）千葉県勝浦沖キンメダイ漁場における漁業自主管理
<http://nrifs.fra.affrc.go.jp/news/news12/kuronuma.html> 2020/03/18

- 永倉靖大 (2018) キンメダイ栽培漁業の実現に向けて 伊豆分場だより (355)
<https://fish-exp.pref.shizuoka.jp/izu/0006/355/355-1.pdf> 2020/03/18
- 静岡県 (2015) 第7次静岡県栽培漁業基本計画 <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-430/documents/aaa.pdf> 2020/03/18
- 静岡県 (2019) 熱海伊東地区漁業利用協議会・伊豆東部一本釣協議会熱海、伊東地区地先沖及び初島周辺漁場でのキンメダイ等釣遊漁
<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-430/documents/yuugyomousiawase13.pdf> 2020/03/18
- 水産庁 (2007) 太平洋南部キンメダイ資源回復計画
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku/pdf/taiheiyounanbu_kinmedai.pdf 2020/03/18
- 水産庁 (2012) 太平洋南部キンメダイ資源回復計画の評価・総括
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/taiheiyo/pdf/t16-3-5.pdf 2020/03/18
- 水産庁 (2018) 資源管理指針・計画作成要領
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku2/attach/pdf/s_keikaku2-4.pdf 2020/03/18
- 水産庁 (2019a) 太平洋南部キンメダイの広域資源管理
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/taiheiyo/attach/pdf/index-100.pdf 2020/03/18
- 水産庁 (2019b) 我が国の海洋生物資源の資源管理指針
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku2/attach/pdf/s_keikaku2-8.pdf 2020/03/18
- 水産庁 (2019c) (参考資料) 金目鯛漁業に関する底刺し網漁業者と底立はえ縄漁業者の合意(概要) 「キンメダイの資源管理について」
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/taiheiyo/attach/pdf/index-83.pdf 2020/03/18
 参照
- 水産庁 (2019d) 水産政策審議会 資源管理分科会 委員、特別委員名簿
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/191223-3.pdf> 2020/03/18
- 水産庁 (2020) 現行の資源管理計画一覧 (令和2年3月31日現在)
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku2/attach/pdf/s_keikaku2-9.pdf 2020/04/1
- 水産研究・教育機構 (2019) 中央ブロック資源評価会議 (TAC 種以外)
http://www.fra.affrc.go.jp/shigen_hyoka/2019/meeting_info/b_2019chuuou.pdf 2020/03/18
- 東京都 (2014) 水産業振興プラン <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/plan/nourin/suisan/pdf/suisanplan.pdf> 2020/03/18
- 植村順一 (2014) めざせ浜値アップ! ~皆で取り組んだ勝浦産キンメダイの品質向上~ 全国青年・女性漁業者交流会資料
<https://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/event/h26/documents/hamaneup.pdf> 2020/03/18
- 上村武男 (2004) キンメダイ資源の永続的利用をめざして - 漁業者が守り続けた50年間 - <https://www.pref.chiba.lg.jp/sj-katsuura/documents/happyou-h16.pdf> 2020/03/18
- 海と渚環境美化油濁対策機構 (2018a) 八丈島漁業協同組合海浜清掃報告
<https://blog.canpan.info/yudaku/archive/390> 2020/03/18

海と渚環境美化油濁対策機構 (2018b) みうら漁業協同組合海浜清掃報告
<https://blog.canpan.info/yudaku/archive/481> 2020/03/18

渡辺美恵子 (2018) 私たちの「浜の知恵」を伝えるために ―新たな魚食普及の取組について―、全国青年・女性漁業者交流会資料
<https://www.zengyoren.or.jp/ninaite/kouryu/download.php?docid=1153> 2020/03/18

亘 真吾、渡井幹雄 (2019) 平成 30 (2018) 年度キンメダイ太平洋系群の資源評価 . 平成 30 年度魚種別系群別資源評価, 水産庁・水産研究・教育機構、1182-1205
<http://abchan.fra.go.jp/digests2018/details/201834.pdf> 2020/03/18

全国漁業協同組合連合会 (2019a) 千葉のつりきんめ、全国のプライドフィッシュ
<http://www.pride-fish.jp/JPF/pref/detail.php?pk=1453958133> 2020/03/18

全国漁業協同組合連合会 (2019b) 伊豆の地きんめ、全国のプライドフィッシュ
www.pride-fish.jp/JPF/pref/detail.php?pk=1412901551 2020/03/18